



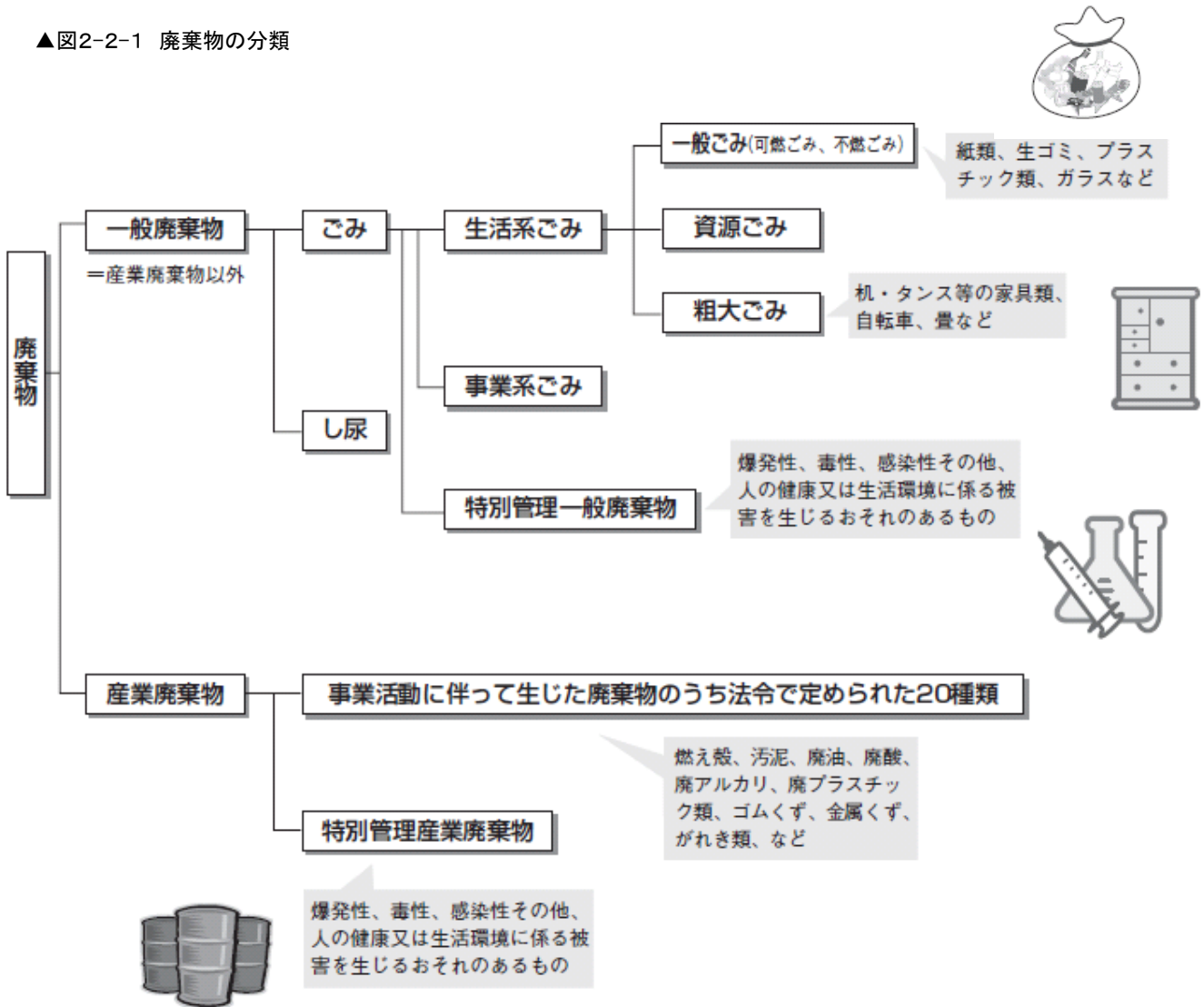
2 資源循環

1 資源循環の現況と課題

神奈川県を将来にわたって環境にやさしく、豊かな地域社会としていくため、廃棄物の発生抑制、循環的利用を推進し、どうしても排出される廃棄物▼は、環境に負荷を与えないように適正に処分することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会を地域から形成していくことが求められています。

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。事業者は事業活動に伴って生じた産業廃棄物について、市町村は家庭生活等から排出される一般廃棄物について、それぞれ処理する責任を負っています。

▲図2-2-1 廃棄物の分類



1 一般廃棄物（ごみ）

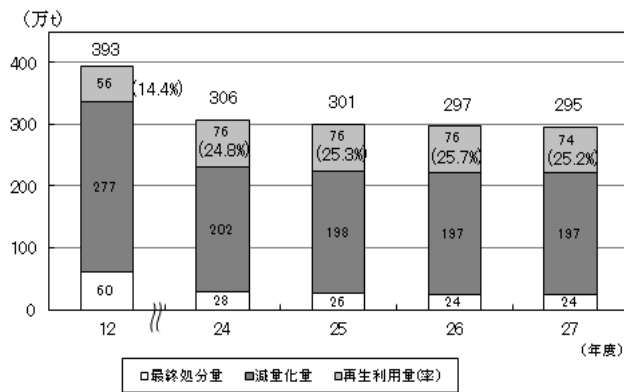
県内の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、平成 27 年度においては、295 万トンとなっています。ごみの排出量は、ピーク時の平成 12 年度から見ると、減少傾向にあります。

排出されたごみの処理状況は、再生利用量が、市町村による分別収集や自治会等による集団回収などにより 74 万トンとなっています。再生利用できなかった廃棄物の大部分は、焼却等による減量化が図られており、平成 27 年度の減量化量は 197 万トンとなっています。

このような取組の結果、最終処分量は平成 12 年度の 60 万トンから平成 27 年度の 24 万トンへと減少しています。

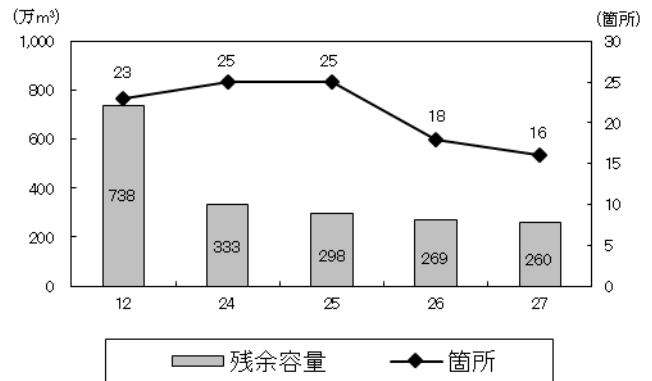
最終処分場の残余容量は、平成 27 年度末で 260 万 m^3 となっています。なお、区域内に最終処分場を持たない市町村や、区域内の最終処分場の残余容量が逼迫している市町村があります。

▲図2-2-2 ごみの排出状況推移



※端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

▲図2-2-3 最終処分場の状況

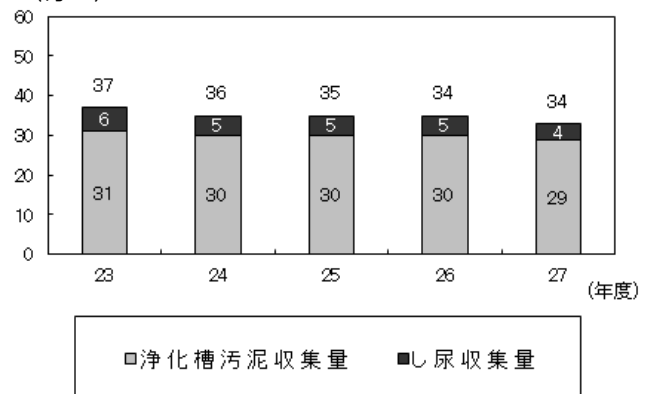


※平成 25 年度までは維持管理中の最終処分場を含んでいます。

2 一般廃棄物（し尿）

平成 27 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、34 万 kl と減少傾向になっており、し尿 4 万 kl と浄化槽から発生する 29 万 kl の汚泥は市町村により収集されています。

▲図2-2-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移 (万 kl)



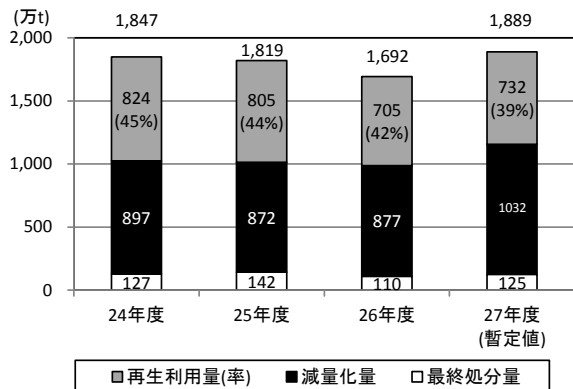
※端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

3 産業廃棄物

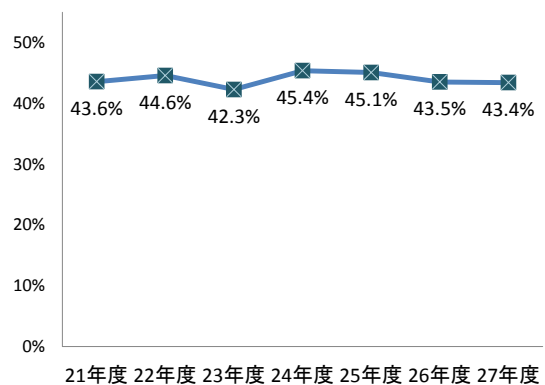
産業廃棄物の排出量は、平成27年度においては1,889万トンで、平成26年度の1,692万トンから197万トン増加しました。また、再生利用率は、平成27年度は39%で、平成26年度の42%から3ポイント減少しました。製造業に限っては、平成27年度の再生利用率は43.4%でした。

最終処分量は、平成27年度は125万トンで、平成26年度の110万トンから15万トン増加しました。なお、最終処分場の残余容量は減少傾向にあり、平成26年度末で76万m³となっています。

▲図2-2-5 産業廃棄物排出状況



▲図2-2-6 製造業における産業廃棄物の再生利用率



※ 端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

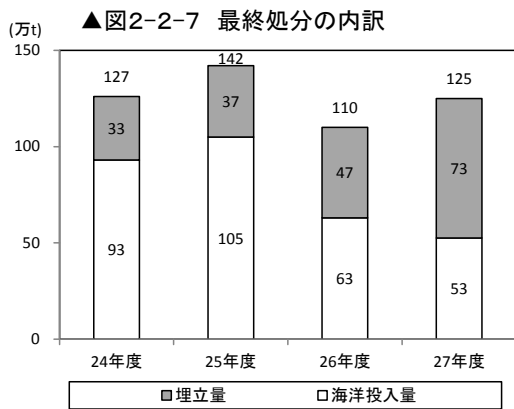
▲表2-2-1 産業廃棄物業種別・種類別排出量(平成27年度)

(単位: 千トン/年)

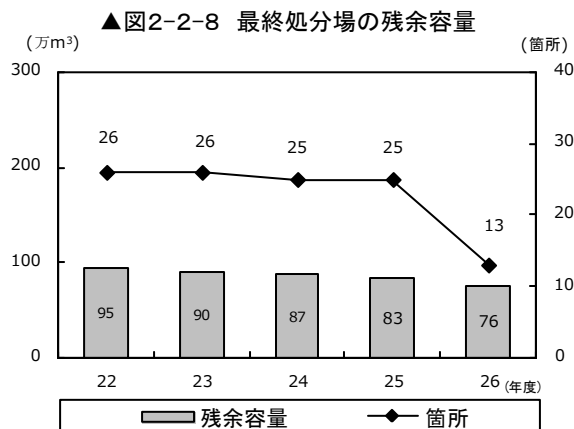
	合計	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 水道業	運輸・ 通信業	卸・ 小売業	医療・福祉 サービス業
合計	18,889	382	1,781	4,368	4,495	6,869	51		942
汚泥	11,969		1,781	634	2,187	6,547	0		821
がれき類	3,260			3,135	48	30	46		0
ばいじん	504				287	217			
木くず	309			273	32	0	4		0
ガラス陶磁器くず	364				363	1	0		0
金属くず	127				126	0			0
廃プラスチック類	330				287	0	0		43
鉱さい	639				639				
その他	1,324	382		326	521	16	1		78

※1 表中の「0」は1トン以上500トン未満、空欄は該当値がないことを示しています。

※2 千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがあります。



※ 万トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しない場合があります。



※ 平成26年度からは、いわゆる「ミニ処分場」及び「旧処分場」を集計対象外としています。

4 不法投棄等・散乱ごみ

平成28年度の不法投棄量は137トンとなっています。不法投棄物の主なものは廃プラスチック類、建設廃材、家具類、厨芥・雑芥、家庭電化製品、不燃物などです。

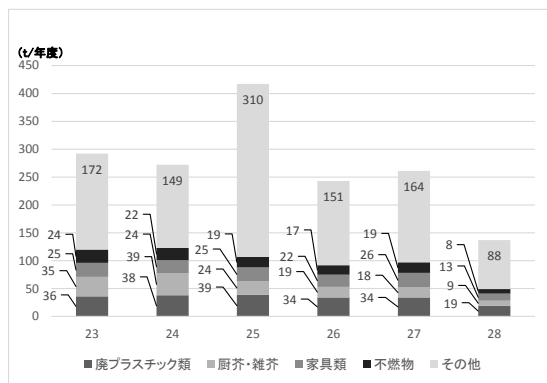
不法投棄箇所数は、平成28年度は1,318箇所となっています。不法投棄される場所は、道路、道路際が多くなっています。こうした不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用は各自治体等の大きな負担となっています。

また、不法投棄及び不適正保管（以下「不法投棄等」という。）の残存量*は、平成27年度は約127,373トンとなっています。

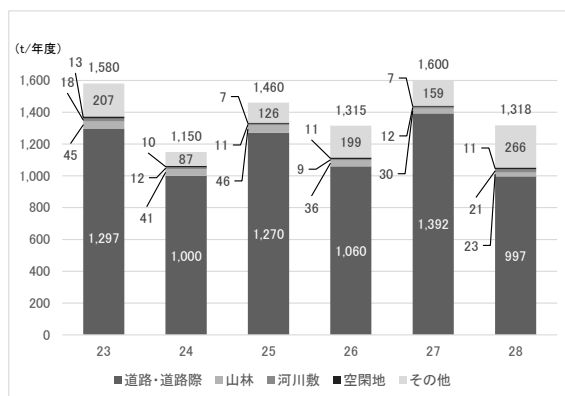
不法投棄等の未然防止・拡大防止のための監視活動や既存の不適正保管に対する指導により、不法投棄等残存量は減少傾向にあります。依然として大量に存在している状況です。

*1件あたり10t以上の不法投棄及び不適正保管の残存量の合計

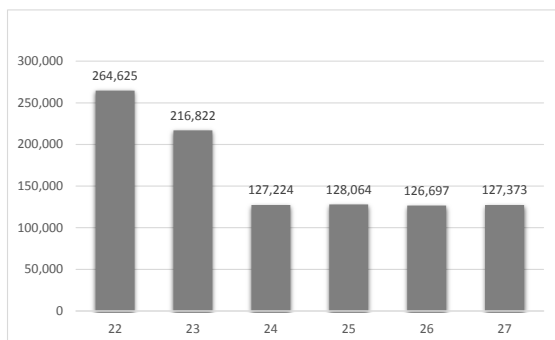
▲図2-2-9 不法投棄量の経年変化



▲図2-2-10 不法投棄箇所の経年変化



▲図2-2-11 不法投棄等残存量の推移



出典：環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」

2 資源循環に関する県の取組

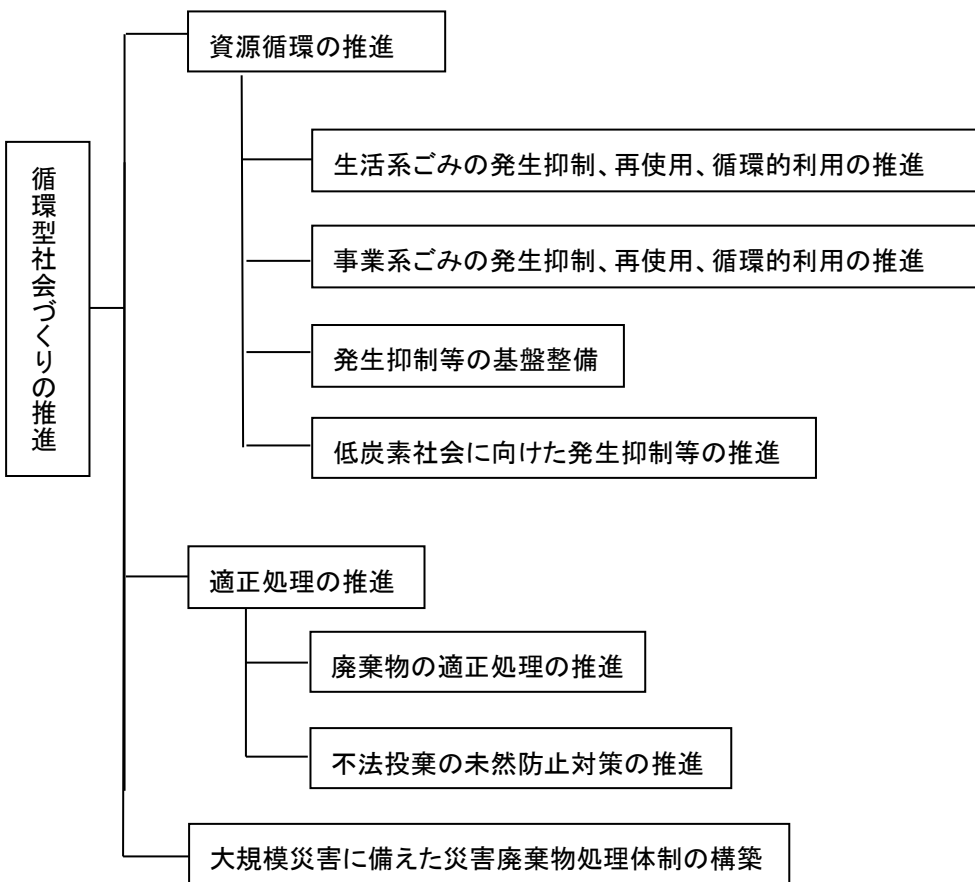
本県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくために、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しました。

その後、平成24年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を「神奈川県循環型社会づくり計画」と改め、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、計画期間を平成24年度から平成33年度とし、前半の5年間（平成24年度から平成28年度）の事業計画を設定して取組の推進を図ってきました。

平成28年度に前半5年間の事業計画が終了することから、平成29年3月に後半5年間の事業計画を設定し、「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂しました。

改訂にあたり、廃棄物をめぐる最近の動向や廃棄物の再生利用率が伸び悩んでいる状況を踏まえ、再生利用率に係る目標等を追加しています。

▲図2-2-12 廃棄物対策体系



1 資源循環の推進

【資源循環推進課、建設リサイクル課、下水道課、農政課、畜産課】

生活系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進

県民・事業者の一人ひとりが「ものを大切にする」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進する事業者への支援や市町村への情報提供・技術的支援に努めています。

■ ごみ処理の有料化

市町村では、ごみの排出抑制に向けた経済的手法の一つとして、一般廃棄物、特に家庭系ごみの処理について、手数料を徴収する動きが出ています。

平成 29 年 4 月現在では、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、二宮町が家庭系ごみの有料化を実施しています。また指定袋での収集については、12 の市町で実施しています。

■ エコショップ認定制度の実施

市町村では、廃棄物となるものの家庭への流入を抑制し、併せて事業者の取組を促進するため、簡易包装、買い物かご持参運動等に取り組む事業者をごみ減量化推進協力店（エコショップ）として認定しています。平成 29 年 4 月現在、13 市町で 1,583 店舗が認定されています。また、横浜市は平成 23 年度から登録制度に移行し、現在 105 事業者が登録しています。

■ 生ごみ処理機等の購入費の助成

市町村では、家庭での生ごみの自主的な資源化・排出抑制を促進するため、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機の購入にあたって、その一部を助成しています。平成 29 年 4 月現在、28 市町村が制度化しています。

■ ごみ処理広域化の推進

県では、一般廃棄物の減量化・資源化の推進による循環型社会の構築及び一般廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理に向けたごみ処理の基本方針、範囲（ブロック）の設定、施設の整備等について定めた「神奈川県ごみ処理広域化計画」を平成 10 年 3 月に策定しました。この計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、ブロック毎に市町村による調整会議等が設置され、ごみ処理の広域化の実現に向けた検討・協議が進められた結果、多くのブロックで広域化実施計画が策定されました。

また、「神奈川県循環型社会づくり計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、広域化実施計画の円滑な推進に向けた取組、実施計画未策定のブロックにおける実施計画の策定を支援しています。

■ レジ袋削減に向けた取組の推進

県では、県内のスーパーなどの事業者や消費者団体等の各種団体、市町村、県を構成員とする「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置し、4 者が連携・協力したレジ袋削減の取組方法の検討を行った結果を平成 21 年 5 月「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」として取りまとめました。宣言に賛同する事業者等とともに、CO₂（二酸化炭素）と廃棄物の削減を通じて、「環境にやさしい生活スタイル」を実現していくための取組として日常生活の中で誰もが簡単にできる「レジ袋の削減」を進めています。（平成 29 年 7 月現在 16 社・団体 1,161 店舗）

■ リユースショップ認証制度の実施

リユースのさらなる促進のため、県民がリユース品（中古品）の売却や購入にあたって安心してリユースショップを利用できるようにする必要があることから、一定の要件を満たした店舗について県が認証を行う「かながわりユースショップ認証」を平成 26 年 4 月から実施しています。（認証：平成 29 年 7 月末現在 57 店舗）

■ 県民への情報等の提供

県では、県内市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業の概要をまとめた「一般廃棄物処理事業の概要」を作成し、ごみ処理状況、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況、一般廃棄物処理施設の稼働状況等について情報提供を行いました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるための「第8期神奈川県分別収集促進計画」を策定し、ホームページ等を活用して、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図っています。

事業系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進

事業系ごみについて、市町村と連携しながら発生抑制、循環的利用を進めるとともに、事業者の生産工程や流通過程での自主的な「ものを大切に」取組を推進します。

■ 廃棄物自主管理事業

廃棄物をめぐる問題の解決のためには、製品の開発や設計、流通、消費に至る段階において、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を少なくしていくことが必要です。

県では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市と協働し、産業廃棄物の多量排出事業者が行う廃棄物の発生抑制等に向けた自主的な取組を促進するため、平成8年度から廃棄物自主管理事業を進めてきました。その後、平成12年6月の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に産業廃棄物処理計画の作成、提出及びその実施状況の報告が義務付けられたことから、これを基礎にして、多量排出事業者に該当しない事業者にも、同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進しています。

この事業では、廃棄物の発生抑制等について事業者が自己評価できるよう、各事業者の取組状況について全県的に集計・分析を行い、集計結果や他社の取組事例等の情報提供を行いました。

なお、廃棄物自主管理事業のホームページは、こちらからご覧になれます。



「廃棄物自主管理事業」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f94/>

● 対象事業者 ●

(1) 廃棄物処理法で定める多量排出事業者（法定多量排出事業者）

その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの

ア 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場

イ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場

(2) 県と政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）が独自に対象とする事業者（県政令市独自対象事業者）

ア 次の事業場を設置している事業所

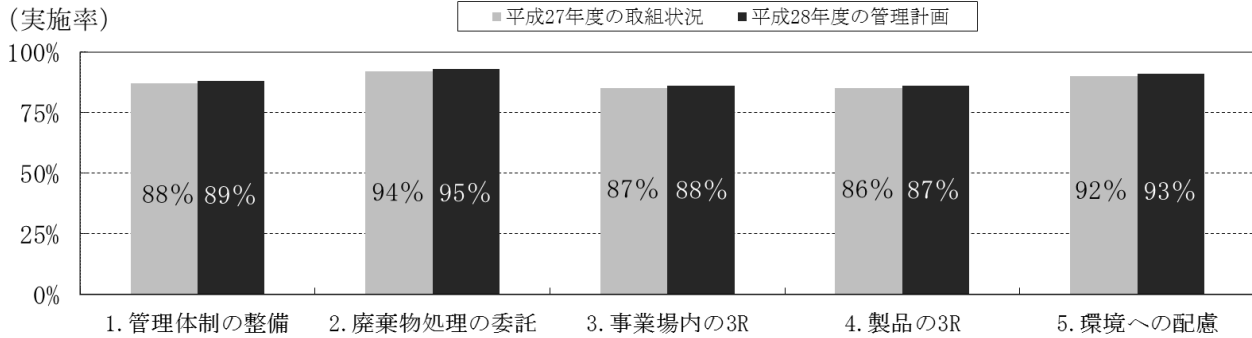
(ア) 前年度の産業廃棄物の発生量が800トン以上1,000トン未満の事業場

(イ) 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が40トン以上50トン未満の事業場

イ その他自主的に廃棄物自主管理事業に参加する事業者

▲表2-2-2 廃棄物減量化に向けた取組項目とその取組状況

取組項目	代表的な取組例
(1) 管理体制の整備	文書規定及び組織の整備、3R目標の設定とその結果の評価
(2) 廃棄物処理の委託	委託契約時の管理、委託契約後の管理
(3) 事業場内の3R	事業場内における廃棄物の発生抑制、循環的利用の取組
(4) 製品の3R	製造における廃棄物の発生抑制、循環的利用の取組
(5) 環境への配慮	グリーン購入、廃棄物の分別・回収の表示、情報提供



■ かながわりサイクル製品認定制度

県では、平成 22 年度から、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定を県が行い、その利用促進を図るために本制度を実施しています。

(平成 29 年 3 月末現在認定件数：21 事業者 36 製品)

■ 総合的なリサイクル関連情報の提供

県では、リサイクル関連情報の総合情報サイト「かながわりサイクル情報」を県ホームページ内に開設し、県民、事業者、市町村等の 3R への取組を支援するために幅広く情報を提供しています。

<提供している主な情報>

- ・ 個別リサイクル (小型家電、容器包装、自動車、家電製品など)
- ・ 廃棄物処理法 (廃棄物排出・処理状況、廃棄物処理計画など)
- ・ 暮らしに役立つ情報 (市町村別ごみ分別収集方法、ごみカレンダー情報など)
- ・ 事業者向け情報 (自動車リサイクル関連事業者の登録・許可案内、産業廃棄物等収集運搬業の許可案内、廃棄物自主管理事業、廃棄物再生事業者登録など)
- ・ レジ袋削減の取組
- ・ リユースショップ認証制度
- ・ リサイクル製品認定制度

「かながわりサイクル情報」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6804/>

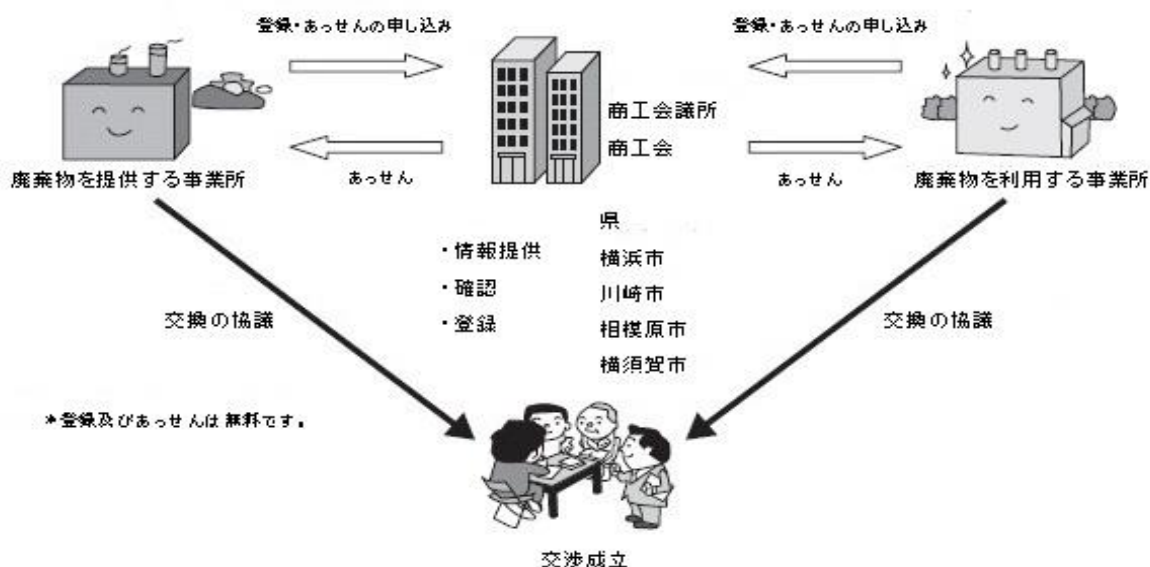
■ 廃棄物交換システムの推進

県では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会とともに、県内の事業所で排出された廃棄物のうち、他の事業者が再利用できるものについて、廃棄物の提供希望・再利用希望の情報提供及びあっ旋を行い、廃棄物の循環利用を促進しています。平成 28 年度においては、65 件、1,428 トンの交換が成立しました。また、平成 29 年 3 月末現在で 304 件 (提供希望 193 件、再利用希望 111 件) の情報が登録されています。

▲表2-2-3 廃棄物交換システムの成立実績

実績	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件数	116 件	105 件	77 件	78 件	71 件	65 件
交換実績	3,033 トン	2,497 トン	2,678 トン	2,099 トン	1,199 トン	1,428 トン

▲図2-2-13 廃棄物交換システム



■ 公共工事における建設廃棄物の再資源化、下水道汚泥の再資源化

県では、公共工事から排出される建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。県土整備局では、コンクリート廃材とアスファルト廃材については、路盤材として利用するなどにより再資源化がほぼ100%行われ、建設発生木材等についても、製紙原材料チップとして利用するなど、再資源化がほぼ100%行われています。また、廃棄物を有効な資源として積極的に利用したリサイクル資材の率先利用も推進しています。

下水道事業から排出される汚泥は、下水道普及率の向上に伴って産業廃棄物の排出に占める割合は高くなっています。排出された汚泥は、脱水、焼却などによる減量化や、有効利用を図っています。なお、流域下水道▼では、汚泥焼却灰を100%建設資材の原材料の一部として活用を図っています。

■ 事業者・団体への情報等の提供

県では、県及び廃棄物処理法の政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）が作成している産業廃棄物処理業者名簿をもとに、がれき類及び木くずに係る産業廃棄物処理施設を有する県内の産業廃棄物処理業者の「産業廃棄物許可施設一覧表」をホームページに掲載し、情報提供を行っています。

■ 有機物の資源化

県では、食品廃棄物などのバイオマス▼について、資材の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を活かして、高品質な野菜や果実づくりのための堆肥としての活用など、農業分野での利用推進を図っています。

畜産経営に伴って排出される家畜排せつ物については、「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物処理施設整備などの支援を行い、堆肥化して農地還元するなど、資源としての有効利用の促進を図っています。

発生抑制等の基盤整備

各種リサイクル法が、地域において円滑に実施されるよう、普及啓発や関係者間の調整に努めています。また、リサイクルを進める上で課題となる点について、市町村の要望等を踏まえながら、国等へ制度の整備や見直しについて働きかけを行っています。

■ 各種リサイクル法の施行

国では、平成12年度を循環型社会元年と位置付け、循環型社会形成推進基本法を制定しました。このほか、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法及びグリーン購入法の10本の法律を整備しており、循環型社会の形成に向けて取組を進めています。

容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集及び再商品化を推進するため、市町村は「分別収集計画」を、県は「分別収集促進計画」を策定しています。この計画に基づき市町村が容器包装廃棄物の分別収集を行っており、平成28年度は、269,522トンが収集されています。

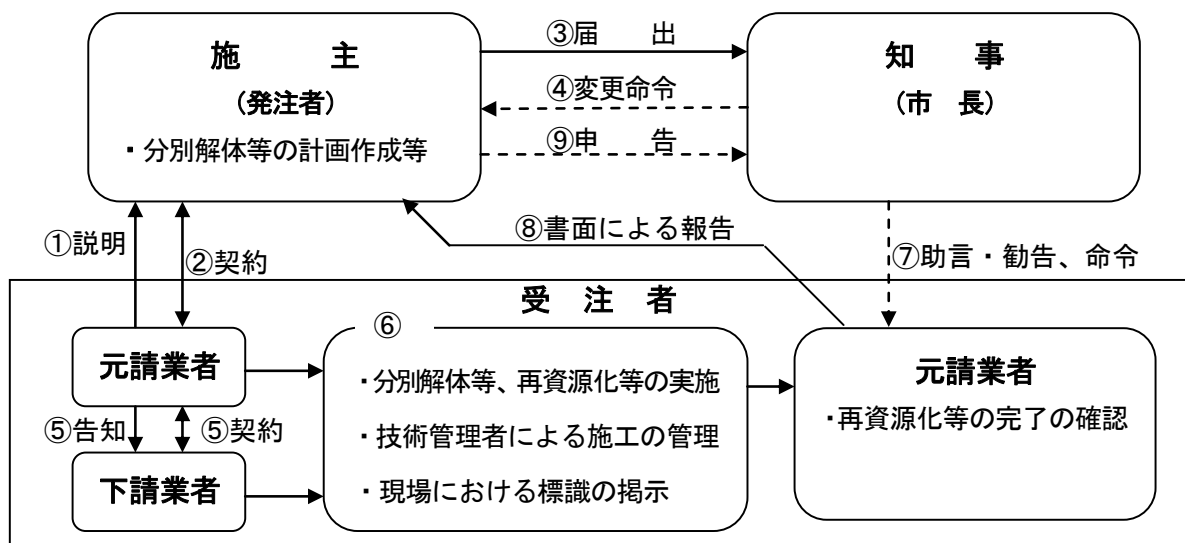
家電リサイクル法は、家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目を小売業者が引き取り、製造業者が一定水準以上のリサイクルを実施することを義務付けています。

なお、平成28年度に指定引取場所で引き取られた台数は、約85万4千台（本県分）です。また、製造事業者による再商品化等については、いずれも法定基準を上回る再商品化率が達成されたと国が報告しています。

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じることにより、建設資材廃棄物のリサイクルの円滑な推進を図ることを目的としています。

また、同法の施行に当たり、本県では「神奈川県建設リサイクル法実施指針」（平成14年5月策定）により、国を上回る目標値を設定しており、県の事業においては、平成17年度にこの目標をほぼ達成しました。

▲図2-2-14 建設リサイクル法に基づく工事発注から実施の流れ



なお、建設リサイクルを推進するために、しくみ等をわかりやすく紹介した「建Rブックレット」を用いて、高等学校への出前授業を実施するなど、建設リサイクル施策の啓発を実施しています。

食品リサイクル法では、食品製造等で生じる加工残さや、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残し等の「発生抑制」を行い、発生した食品廃棄物等については、飼料化や肥料化などの「再生利用」に取り組むことで、廃棄処分を減らし、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指しています。

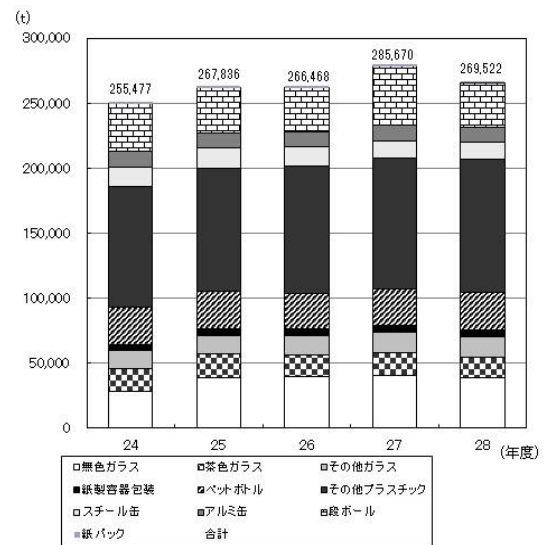
自動車リサイクル法では、「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車を使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負います。

リサイクル等に必要な費用は、リサイクル料金として自動車所有者が負担します。

なお、平成28年度の再資源化率は90%以上で目標値を超えていることが国から報告されています。

小型家電リサイクル法では、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済み小型家電について、市町村等が、主務大臣による認定を受けた認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すことにより、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図っています。

▲図2-2-15 容器包装リサイクル法による収集実績(本県)



※端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

2 適正処理の推進【資源循環推進課】

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の厳正な執行を図るとともに、県立県営の産業廃棄物最終処分場の適正な運営に取り組み、民間の産業廃棄物最終処分場の整備と維持運営を促進しています。また、PCB▼廃棄物などの負の遺産の計画的な処理の推進を図ります。

■ 廃棄物処理施設の整備

○ 一般廃棄物

市町村及び一部事務組合は、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、処理せざるを得ない廃棄物については、これを適正に処理するため、各自治体の中長期の計画に基づいて一般廃棄物処理施設の整備を行っています。

これまでに、平成10年3月に策定された「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、多くの広域ブロックにおいて、広域化施設の整備計画を含むごみ処理広域化実施計画が策定されました。県は、平成24年3月に改定した「神奈川県循環型社会づくり計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、施設整備の推進を図るため、市町村への助言、情報提供等に努めるとともに、未策定ブロックにおける計画策定を支援します。

○ 産業廃棄物

民間施設の設置促進及び産業廃棄物の適正処理を図るため、安全性のモデルとなる県立・県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」を平成18年6月から運営しています。

コラム かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）について

かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）は、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するために、県立・県営の産業廃棄物最終処分場として設置、運営され、安全性のモデルとして、民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

施設概要

所在地	横須賀市芦名3丁目 1990 番ほか
施設の形式	管理型最終処分場(地下水汚染防止のためのしゅ水構造や浸出水処理施設のある処分場)
規模	施設面積 約 15 ha(埋立地面積 約5ha) 全体埋立容量 約 75 万m ³ 、廃棄物埋立容量 約 54 万m ³
対象廃棄物	①燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの ②石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ③ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず及びがれき類(②を除く) ※県内事業所から排出される産業廃棄物のうち、原則として、焼却・破碎等の中間処理▼されたもの
跡地利用	都市計画道路(市道坂本芦名線)の建設、緑化復元等



■ 廃棄物焼却施設ダイオキシン類対策

ダイオキシン類▼は、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで、副生成物として非意図的に生成される一群の化学物質であり、慢性毒性や発がん性が確認されていますが、その主な発生源として廃棄物処理施設があります。

平成9年にダイオキシン類削減を目的として廃棄物処理法の政省令が改正され、一定規模以上の廃棄物焼却施設に対して、構造基準及び排ガスのダイオキシン類濃度基準などの維持管理基準が定められ、規制が強化されました。この基準が、平成14年12月1日から全面適用されたことから、市町村等の一般廃棄物焼却施設や民間事業者が設置する産業廃棄物焼却施設では、バグフィルターなどの排ガス処理設備を設置するなど、施設改善を行いました。

こうした取組の結果、稼働しているすべての廃棄物処理施設は、恒久対策基準に適合しています。

■ 立入検査の実施

県では、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の向上を図るため、「神奈川県環境農政局環境部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、年度ごとに重点的な取組項目を定めた上で立入検査の実施に係る基本計画を策定し、立入検査による監視・指導を行っています。

平成28年度は、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については、焼却施設や最終処分場の維持管理に関して、延べ60件の監視・指導を行いました。

産業廃棄物については、焼却施設や最終処分場などの産業廃棄物処理施設の維持管理、PCB廃棄物などの産業廃棄物の保管状況などについて、排出事業者434件、産業廃棄物処理業者274件の監視・指導を行いました。また、焼却施設や最終処分場などの維持管理に伴う二次公害等を発生させないよう、排水・排ガスなどの検査を定期的に行っています。

■ 負の遺産の計画的な処理

○ 廃止した廃棄物処理施設の解体及び管理

国では、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定しました。

県ではこれに基づき、廃棄物処理施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を策定し、平成13年12月1日から施行しています。また、要綱制定に併せて、解体工事が行われるまでの間の管理について、「廃止した焼却施設の管理及び解体に係る取扱い」を定め、その管理の徹底を図っています。また、廃棄物処理法政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）では、独自に要綱等を定め、焼却施設の解体に取り組んでいます。

○ PCB廃棄物対策

昭和47年にPCBの製造が中止となり、PCB廃棄物は廃棄物処理法により平成4年から特別管理廃棄物▼に指定され、事業者によって保管されています。

平成13年6月に、「ポリ塩化ビフェニル▼廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」が公布され、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度保管状況を届け出ること及び平成28年7月までに適正に処理することが義務付けられました。

その後、平成24年12月に、PCB特別措置法施行令の一部が改正され、PCB廃棄物の処理期限は平成38年度末までとされました。

さらに、平成28年5月にPCB特別措置法、7月にPCB特別措置法施行令・施行規則の一部が改正され、神奈川県内にある高濃度PCB廃棄物の処理期限については、変圧器・コンデンサー等は平成33年度末まで、安定器・汚染物等は平成34年度末まで、低濃度PCB廃棄物については平成38年度末までとなり、届出の内容や様式についても変更されました。

高濃度PCB廃棄物については、国の関与のもと、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が全国を5つのブロックに分けて広域処理施設を整備し、神奈川県を含む一都三県分については、変圧器・コン

▲表2-2-4 立入検査における監視・指導件数

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ごみ処理施設	39	38	30	23	21
粗大ごみ処理施設等	24	9	8	8	11
し尿処理施設	4	3	2	1	2
最終処分場	45	55	38	27	26
計	112	105	78	59	60

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

産業廃棄物 (単位:件)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
排出事業者	473	361	334	334	434
処理業者	255	270	255	282	274
計	728	631	589	616	708

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

デンサー等は東京PCB処理事業所で、安定器・汚染物等は北海道PCB処理事業所で、一部のコンデンサーは北九州PCB処理事業所で処理を行っています。

低濃度PCB廃棄物については、平成21年11月の廃棄物処理法施行規則改正後、国の無害化処理認定制度や都道府県知事許可により設置された処理施設で処理を行っています。

県ではPCB特別措置法に基づく「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成18年3月に策定、平成27年3月及び平成29年3月に同計画を変更し、円滑な処理を推進しています。

不法投棄の未然防止対策の推進

不法投棄を許さない地域づくりをめざして、県民、事業者、市町村や県警等と連携・協力して、不法投棄の未然防止対策を進めるとともに、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

■ 未然防止対策

県では、不法投棄・散乱ごみを防止するために、不法投棄撲滅キャンペーンなどを実施し、不法投棄の実態や原状回復の困難性などを広く県民に訴え、不法投棄防止の普及啓発を図り、不法投棄がされにくい環境づくりに取り組んでいます。

市町村と合同して不法投棄パトロールを実施するとともに、不法投棄が行われやすい時間帯を中心とした警備会社による監視や不法投棄が行われやすい場所での監視カメラによる監視を実施しています。平成21年度には民間の6団体と「神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定」の締結をしました。民間6団体の車両にはステッカーを貼付し、不法投棄防止を広く呼びかけています。

また、県管理地などの公有地について、車止めやゲートの設置による車両の乗り入れ規制、防止看板や防止柵の設置を積極的に実施しています。

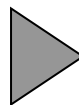
■ 原状回復対策

県では、不法投棄を確認した段階で調査を実施するなど、原状回復に向け迅速に対応しています。不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、不法投棄物の撤去を実施しています。

●不法投棄緊急撤去事業●



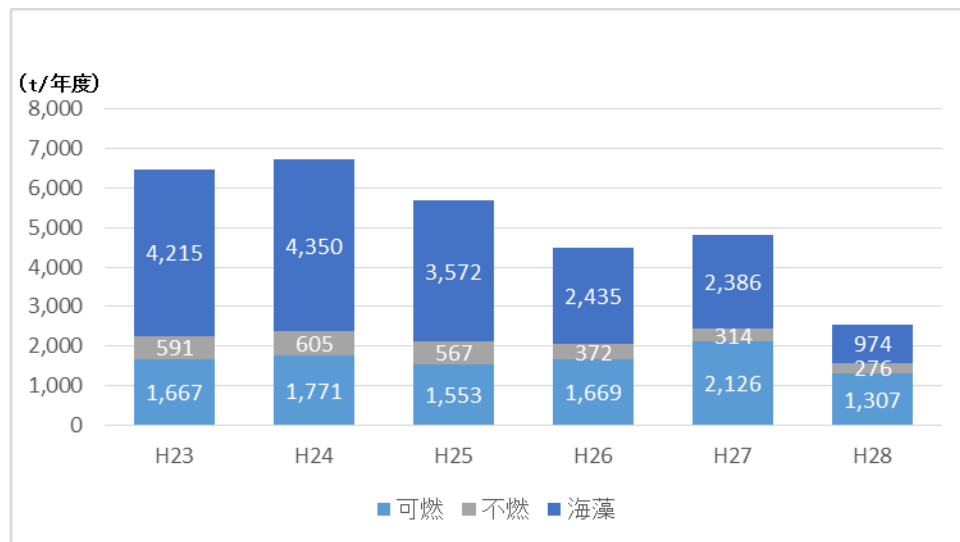
【撤去前】



【撤去後】

さらに、県及び相模湾沿岸13市町を中心に、企業・団体等の参画のもとに設立した（公財）かながわ海岸美化財団において、海岸漂着ごみや散乱ごみの清掃を実施し、海岸の良好な環境の保全を図っています。

▲図2-2-16 海岸ごみ回収の実績



③ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築 【資源循環推進課】

県では、災害発生時に生じる廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図るため、平成29年3月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を策定しています。

現在、東日本大震災の経験等を踏まえ、大規模災害で発生する災害廃棄物について、より一層迅速な処理が進むよう、国、関東周辺の都県、県内市町村、民間団体等と連携・協力を深めながら、広域的な災害廃棄物処理体制の枠組みづくりに取り組んでいます。